

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：平成29年11月22日（平成29年（行情）諮問第453号及び同第454号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行情）答申第547号及び同第548号）

事件名：特定法人に対する課徴金納付命令に関して提出された弁明書の一部開示決定に関する件
特定法人に対する課徴金納付命令に関して提出された弁明書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月10日付け消表対第1384号（これに対する諮問が平成29年（行情）諮問第453号。以下「諮問第453号」という。）及び同第1385号（これに対する諮問が平成29年（行情）諮問第454号。以下「諮問第454号」という。）により消費者庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、各弁明書の認否部分のみを開示せよ。

2 審査請求の理由

各弁明書に記載されている事実の認否について、既に、公にされている情報である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明の趣旨

処分庁が平成29年10月10日付け消表対第1384号及び同第1385号で行った各部分開示決定（原処分）は妥当であるとの答申を求める。

2 審査請求に至る経緯

（1）審査請求人は、平成29年9月7日付け（諮問第453号の関係）及び同月15日付け（同第454号の関係）で、処分庁に対し、法4条1

項に基づき、各行政文書開示請求（以下「本件各開示請求」という。）を行い、処分庁は同月 11 日付け（同第 453 号の関係）及び同月 20 日付け（同第 454 号の関係）で、これを文書 1 及び文書 2 のとおり受け付けた。

(2) 処分庁は、本件各開示請求に対し、平成 29 年 10 月 10 日付けで、法 9 条 1 項の規定に基づき、下記のとおり部分開示する各決定（原処分）を行った。

なお、審査請求人は、各開示請求書において、写し又は複写したものの送付の方法による本件対象文書の開示の実施を求めるとともに開示決定通知書に本件対象文書を同封することを求め、各開示実施手数料が無料であったことから、処分庁は、各開示決定通知書に本件対象文書を同封して審査請求人に対して送付した。

不開示部分	不開示理由	該当規定
弁明内容	弁明の有無や弁明内容を公にすると、弁明の有無や弁明内容が公開されることを通常望まない事業者一般に対して、自らの意図に反してそれらが公開され得るとの印象を与えることとなるおそれがあり、当庁に対する情報提供の萎縮、信頼関係の毀損等の結果、事業者の任意の協力に依存している景品表示法違反被疑事件の調査において、現在又は将来、事業者の協力を得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	法 5 条 6 号柱書き及びイ
	弁明内容を公にすると、公にされていない当該事業者の企業情報が明らかとなり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	同条 2 号イ

(本件審査請求の対象部分のみ抜粋)

(3) 審査請求人は、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）2 条の規定により、原処分のうち弁明書の認否部分のみ開示を求める旨の平成 29 年 10 月 21 日付け各審査請求書を送付し、諮問庁は、これを同月 23 日付けで受け付けた（以下「本件審査請求」という。）。

3 審査請求人の主張の要旨

上記第2のとおり。

4 原処分の妥当性

(1) 本件対象文書について

本件各開示請求の対象となる行政文書は、処分庁が、特定法人A及び特定法人B（以下、併せて「本件事業者」という。）に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）13条の規定に基づき、①課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与を行った際に、特定法人Aから提出を受けた弁明書（添付資料を除く。）

（諮問第453号）及び②課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与を行った際の決裁文書の鑑及び特定法人Bから提出を受けた弁明書（同第454号）である。

なお、景品表示法に基づく課徴金納付命令に係る弁明の機会付与の制度が設けられた趣旨は次のとおりである。

そもそも、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項においては、行政庁が不利益処分を行う場合、処分の公正の確保と処分に至る行政手続の透明性の向上を図り、その処分の名宛人となる者の権利保護を図る観点から、公正・透明な手続を法的に保障しつつ、処分の原因となる事実について、その名宛人となるべき者に対して防御権を行使する機会を付与することが必要であるため、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、その名宛人となるべき者について、聴聞か弁明の機会の付与の手続をとらなければならないとされている。

もっとも、行政手続法13条2項4号においては、「一定の額の金銭の納付を命じ」る処分をする場合は、弁明の機会の付与の手続等の意見陳述のための手続をとる必要はないとされているところ、景品表示法に基づく課徴金納付命令は、「一定の額の金銭の納付を命じ」る処分であるため、同命令をする場合、行政手続法上は意見陳述のための手続をとることは求められていない。

しかしながら、課徴金納付命令の賦課要件には、課徴金対象行為該当性、課徴金額の算定のための売上額の算定、主観的要素等個別具体的な判断が必要となる事項が多いこと、また、課徴金の額次第では、事業者の経営状況の著しい悪化を招来するおそれがあることに鑑みると、事後の争訟で処分が否定された際に清算されれば足りるとするのではなく、事案ごとの事情について、事業者に事前に説明する機会を与えることが適切であるとの観点から、景品表示法に基づく課徴金納付命令を行おうとする場合においても意見陳述のための手続をとる必要があるとされ、景品表示法においてかかる手続が規定されたものである。

したがって、処分庁が景品表示法に基づく課徴金納付命令を行おうとする場合には、景品表示法13条の規定に基づいて弁明の機会の付与の手続

が行われることとされている。

(2) 本件審査請求に係る検討

審査請求人は、各弁明書に記載されている事案の認否に係る部分については、既に公にされている情報であるとして、原処分のうち、各弁明書の認否部分、すなわち、弁明内容（弁明の有無を含む。以下同じ。）を記載した部分（以下「本件不開示部分」という。）について開示すべき旨主張する。

しかしながら、改めて慎重に検討したところ、下記ア及びイのとおり、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号柱書き及びイ並びに2号イに該当することから、原処分の決定は妥当である。

ア 法5条6号柱書き及びイに該当すること

法5条6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号イないしホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

その趣旨は、法5条6号は「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報を不開示情報としている。このような監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事務に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であるところ、これらの事務に関する情報の中には、公にすれば、その後の適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったりするものがあるため、不開示とされているのである（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」79頁）。

本件不開示部分には、課徴金納付命令に関する本件事業者の弁明内容が記載されているところ、景品表示法に基づく課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与の手続は公開されておらず、一般的に、景品表示法違反被疑事件の調査対象事業者は、弁明内容が公になることはないという認識の下に弁明書を提出する。それにもかかわらず、弁明内容を公にすれば、処分庁に提出した文書は意に反して公にされ得るとの印象を事業者一般に対して植えつけることになり、処分庁に対する信頼が喪失する蓋然性が高い。

景品表示法違反被疑事件の調査は、事業者の任意協力に支えられているところ、事業者一般の処分庁に対する信頼が喪失すれば、情報提供、報告、文書提出を躊躇するなど調査に非協力的・消極的な対応をとられることになりかねず、そのような事態になれば、景品表示法違反被疑事件の調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若し

くは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号柱書き及びイに該当する。

イ 法5条2号イに該当すること

法5条2号イは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示とする旨を規定している。

これは、法人等に関する情報には、営業秘密等、開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあるが、原則として法人等が有する正当な権利利益は、開示することにより害されるべきではないとの考え方に基づき規定されたものであって、「競争上の地位財産権その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の特別の考慮の必要性等、それぞれの法人等及び情報の性格に応じて、的確に判断されるべきであると解されている（「情報公開法要綱案の考え方」4（3）ア参照。）。

本件不開示部分には、課徴金納付命令に関する本件事業者の弁明内容が記載されているところ、かかる弁明内容を公にすれば、①事業者が供給する商品又は役務の取引に関する具体的な実態や課徴金納付命令に対する考え方や取組姿勢などの公にされていない本件事業者の内部情報や信用に関わる情報（諮問第453号）、②課徴金納付命令に対する考え方や取組姿勢などの本件事業者の信用に関わる情報（同第454号）が明らかとなり、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条2号イに該当する。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性について改めて慎重に検討した結果、本件審査請求には理由がなく、原処分の正当性を覆すものではなく、原処分は、いずれも適法かつ妥当なものと認められたので、諮問庁は、原処分は妥当であるとの答申を求めらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成29年11月22日 諮問の受理（諮問第453号及び同第

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| | 454号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ③ 同年12月12日 | 審議(同上) |
| ④ 平成30年2月27日 | 本件対象文書の見分及び審議(同上) |
| ⑤ 同年3月26日 | 諮問第453号及び同第454号の併
合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1及び文書2であるところ、要するに、文書1は、特定法人Aに対する特定の課徴金納付命令に関して、同法人が提出した弁明書であり、文書2は、消費者庁が特定法人Bに対して行った特定の課徴金納付命令に関する決裁文書の鑑及び同法人が提出した弁明書である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号(文書2のみ)、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記の各弁明書の認否部分のみ(本件不開示部分)の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明

ア 法5条6号柱書き及びイ該当性

本件不開示部分には、課徴金納付命令に関する本件事業者の弁明内容が記載されているところ、景品表示法に基づく課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与の手続は公開されておらず、一般的に、景品表示法違反被疑事件の調査対象事業者は、弁明内容が公になることはないという認識の下に弁明書を提出する。それにもかかわらず、弁明内容を公にすれば、処分庁に提出した文書は意に反して公にされ得るとの印象を事業者一般に対して植えつけることになり、処分庁に対する信頼が喪失する蓋然性が高い。

景品表示法違反被疑事件の調査は、事業者の任意協力に支えられているところ、事業者一般の処分庁に対する信頼が喪失すれば、情報提供、報告、文書提出をちゅうちょするなど調査に非協力的・消極的な対応をとられることになりかねず、そのような事態になれば、景品表示法違反被疑事件の調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号柱書き及びイに該当する。

イ 法5条2号イ該当性

本件不開示部分には、課徴金納付命令に関する本件事業者の弁明内容が記載されているところ、かかる弁明内容を公にすれば、事業者が供給する商品又は役務の取引に関する具体的な実態や課徴金納付命令に対する考え方、取組姿勢などの公にされていない本件事業者の内部情報や信用に関わる情報が明らかとなり、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条2号イに該当する。

(2) 検討

本件不開示部分は、消費者庁が行った景品表示法違反事件に係る課徴金納付命令に関し、景品表示法に基づく弁明の機会の付与の手続において、本件事業者が消費者庁に提出した各弁明書のうち、弁明の内容が具体的に記載されている部分であり、本件不開示部分に記載されている情報は、事業者が供給する商品又は役務の取引に関する具体的な実態や、本件事業者が課徴金納付命令に関し、消費者庁に対してどのような弁明を行ったかという情報であると認められる。

そして、景品表示法上、当該弁明の機会の付与の手続について、公開することを定めた規定はなく、当該弁明の内容について、一般に公にされていることをうかがわせる事情も認められない。

以上を踏まえると、本件不開示部分に記載されている情報が、本件事業者の課徴金納付命令に対する考え方、取組姿勢などの公にされていない本件事業者の内部情報や信用に関わる情報である旨の諮問庁の説明は首肯できることから、当該情報は、本件事業者にとって一般に公にしている経営上の機微な情報に当たると認められる。

そうすると、本件不開示部分を公にすると、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件不開示部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとし、文書2につき、その一部を同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

文書1 特定法人Aに対する課徴金納付命令（特定日A付け特定文書番号A）に関して，別紙記載の特定法人Aが提出した弁明書のうち，特定行為についての認否が分かる部分（添付資料等を除く。）

文書2 消費者庁が特定法人Bに対して行った課徴金納付命令（特定日B付け特定文書番号B）に関する決裁文書の鑑及び特定法人B側が提出した弁明書